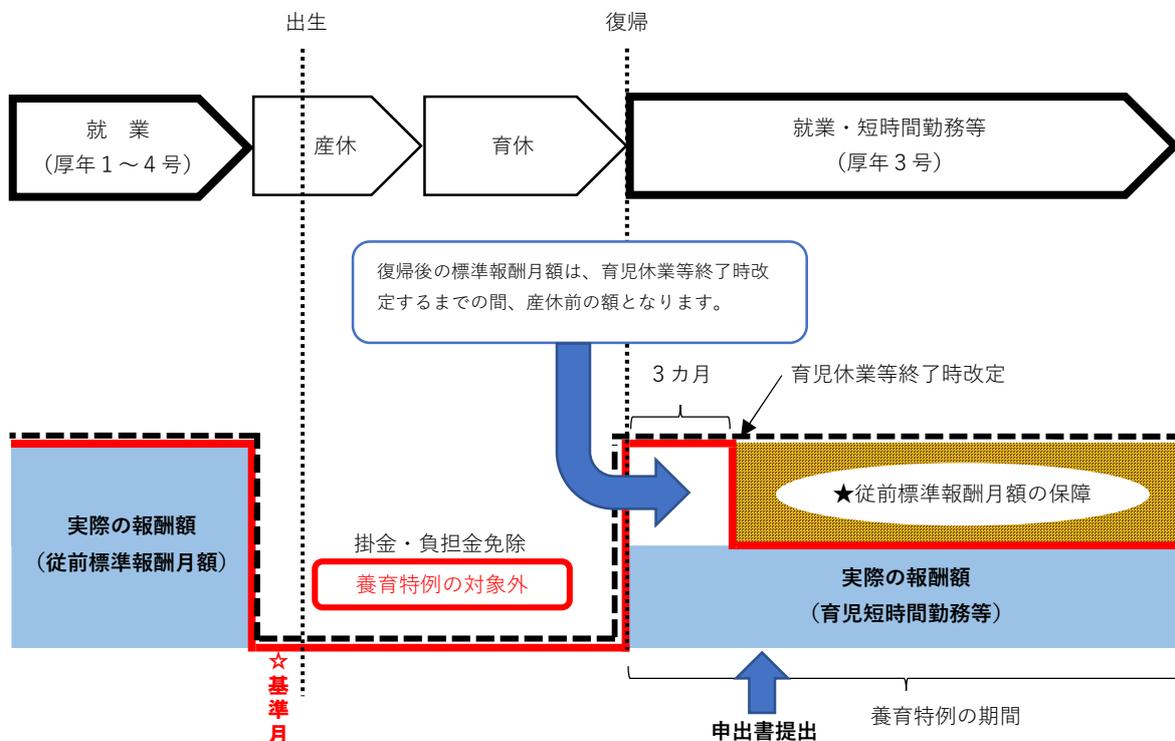


事例 1 3歳に満たない子が1人の場合

- 掛金等を算定する時の標準報酬月額
- - - 年金額を計算する時の標準報酬月額（保障額）



基準月 = 3歳に満たない子を養育することとなった日（子を出産したとき等）の属する月の前月となります。

【ポイント】

育休復帰後、育児短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が本人申出により年金額の算定上、保障されることとなります。ただし、掛金免除期間中は対象になりません。

